

米連邦裁、「相互関税」などの緊急関税措置を違反と判断

— 控訴中につき追加関税は当面継続へ

[Pillsbury Global Trade & Sanctions Law Team](#)

- 米国国際貿易裁判所 (CIT) は、国際緊急経済権限法 (IEEPA) に基づく追加関税は違反との判断を下しました。
- 全米を対象とした差止命令が出されましたが、控訴中のため効力は一時停止されており、現時点では関税の適用が継続しています。ワシントン D.C. の連邦地裁による限定的な仮差止命令も同様に停止中で、控訴が進行しています。輸入業者は、控訴審の動向を注視し、関税措置の変更に備える必要があります。
- 今回の判決は、通商拡大法 232 条および通商法 301 条に基づく追加関税措置には影響しません。

連邦裁、IEEPA に基づく広範な関税権限を否定

米国国際貿易裁判所 (U.S. Court of International Trade、CIT) は、国際緊急経済権限法 (International Emergency Economic Powers Act、IEEPA) に基づいて発動した追加関税は、大統領権限の範囲を逸脱しているとの判断を示しました。CIT は、関税の設定は憲法上、連邦議会に付与された権限であり、大統領が関税を賦課するには、議会による明確な授権が必要と指摘しました。また、IEEPA はそのような授権を規定した法律ではないとの見解を示しました。

2025 年春、トランプ大統領は IEEPA に基づき、以下 2 種類の関税措置を大統領令により導入しました：

1. カナダ、メキシコ、中国からの輸入品に対し、不法移民や合成麻薬フェンタニルの流入対策を理由に課された、いわゆる「フェンタニル関税 (fentanyl tariffs)」。
2. 上記以外の多くの国からの輸入品に対し、米国との年間貿易赤字が「大きくかつ継続的」であることを理由に課された「相互関税 (reciprocal tariffs)」。

CIT は、これらの関税措置はいずれも IEEPA の規定に違反していると判断しました (関税の詳細については、当事務所発行の過去のニュースレター [1](#) および [2](#) を参照)。

根拠となる緊急事態の欠如

CIT は、相互関税の根拠とされた大統領による国家緊急事態宣言が、IEEPA の定める法的要件を満たしていないと判断しました。恒常的な貿易不均衡は、IEEPA が想定する「異常かつ特別な脅威」には当たらないとしたうえで、国際収支赤字 (同裁判所はこれが貿易赤字に該当す

ると言及)への対応としての関税措置は、IEEPA ではなく 1974 年通商法 122 条に基づく立法に明記されており、IEEPA の権限行使には具体的な制限が設けられている点を指摘しました。

「フェンタニル関税」の適用も間接的すぎると判断

同様に、2025 年 2 月および 3 月に発動された中国、メキシコ、カナダを対象とする追加関税についても、CIT は違法と判断しました。IEEPA の条文上、発動される措置は「異常かつ特別な脅威に対処する」ためのものでなければならないとされており、CIT は「対処する (deal with)」という語句は、措置と脅威の間に直接的な関連性が必要であると指摘しました。政府は、「フェンタニル関税」として、中国からの輸入品に 20%、USMCA の要件を満たさないメキシコおよびカナダからの輸入品に 25% の追加関税を課し、これをフェンタニル取締りや国境管理強化を促すための「交渉上のでこ」として活用する意図を示していました。しかし CIT は、IEEPA に基づく措置は脅威に直接対応するものでなければならず、他国に圧力をかけるための間接的な手段としての活用は認められないとしました。

適用された主な法理

CIT は、大統領による通商措置には憲法上の制約があると指摘しました。議会の権限は、明確な基準なく他の政府機関に委任できないとする「非委任原則 (nondelegation doctrine)」、および経済や政治における重要な判断を行政機関に委ねる場合には、その授權が明確に示されていないとしないとする「重大問題原則 (major questions doctrine)」に基づき保護されています。そのうえで CIT は、IEEPA における「輸入の規制」という表現は、大規模な関税賦課を正当化する根拠にはならず、議会が通商政策において担う役割を代替できるものではないと判断しました。

この判断を受け、CIT は原告のサマリー判決申立てを認容し、全米を対象とした恒久的な差止命令を発出しました。政府に対しては、対象関税の徴収を停止し、すでに支払われた分の返還を命じました。また、税関・国境取締局 (CBP) への指示を含む履行措置を 10 日以内に講じるよう求めました。

差止命令は控訴により一時停止中

一方、CIT の判断による法的な影響は、政府による控訴により即時に停止されました。司法省は CIT に対して差止命令の一時停止を申し立てるとともに、連邦巡回区控訴裁判所に控訴し、同裁判所にも差止命令の一時停止を要請しました。これを受け、控訴裁は CIT の判断が検討されるまでの間、差止命令の効力を一時的に停止する「行政上の一時停止 (administrative stay)」を認めました。これにより、最終判断が出るまでは、追加関税の徴収が継続されます。

これと並行して、別の輸入業者・企業グループが、コロンビア特別区連邦地裁において、同様の関税措置に対する訴訟 (Learning Resources, Inc. v. Trump) を提起しました。5 月 29 日、同地裁は IEEPA に基づく関税に対し仮差止命令を認め、大統領の措置が法定権限を超えている可能性が高いとの判断を示しました。ただし、この命令は当該事件の原告のみに適用され、全米規模ではありません。

さらに、地裁はこの差止命令の効力を 14 日間停止し、政府に対し D.C. 巡回控訴裁判所への控訴と救済申立ての機会を与えました。司法省はこの判断についても控訴しており、IEEPA に基づく大統領の関税権限の是非について、複数の控訴裁判所による審理が今後見込まれます。

現時点では、輸入業者・輸出業者に対する実務上の影響は変わらず、2月から4月にかけて発出された大統領令に基づく関税措置は、引き続き徴収されています。なお、トランプ政権が今後、他の法的手段を用いて追加関税を導入する可能性も指摘されていますが、こうした措置にはそれぞれ個別の制約や法的手続が伴います。

輸入業者および輸出業者に求められる今後の対応

急速に展開する本件の動向を踏まえ、通商に関わる企業は柔軟性を保ちつつ、引き続き最新の情報を注視する必要があります。以下、現時点での実務対応のポイントを整理します。

当面は追加関税の徴収が継続

現段階で関税が即時に撤廃されると想定すべきではありません。裁判所が IEEPA 関税を違法と判断したものの、差止命令は一時的に停止されており、関税措置は引き続き有効な状態が続いています。輸入業者は、裁判所または CBP からの新たな通知があるまでは、10%の一律関税や対象国ごとの追加課徴金、「フェンタニル関税」を支払う必要があります。

仮に IEEPA に基づく関税が最終的に無効と判断された場合でも、トランプ政権は他の通商法に基づいて類似の関税措置を講じる権限を有しており、今後も代替手段が取られる可能性はあります。ただし、それらは対象範囲が限定される、または実施に時間を要する可能性があると考えられます。

控訴審の動向を注視することが重要

連邦巡回控訴裁判所や D.C.巡回控訴裁判所での審理、さらに米国最高裁での手続の進展について、当事務所は今後も適宜情報を提供する予定です。政府の控訴が認容された場合、関税が長期的に徴収される可能性があります。

一方、控訴審で差止命令が維持され、CIT の判断が支持された場合には、追加関税の撤廃に加え、既に納付した関税の返還につながる可能性も出てきます。

企業にとっては、こうした訴訟の動向を継続的に注視することで、関税率の変更タイミングを的確に把握し、事業戦略や価格設定の見直しを通じて競争力の維持を図ることが求められます。

本稿の原文(英文)につきましては、[Two Federal Courts Invalidate “Reciprocal” and Other Emergency Tariffs, But Relief Paused Pending Appeal](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

ジョン・泰州・ピット（日本語版監修）

taishu.pitt@pillsburylaw.com

Roya Motazed

roya.motazed@pillsburylaw.com

Daniel Porter

daniel.porter@pillsburylaw.com

Nancy A. Fischer

nancy.fischer@pillsburylaw.com

Stephan E. Becker

stephan.becker@pillsburylaw.com

James P. Durling

james.durling@pillsburylaw.com

Matthew P. McCullough

matthew.mccullough@pillsburylaw.com

Sahar J. Hafeez

sahar.hafeez@pillsburylaw.com

Julian M. Beach

julian.beach@pillsburylaw.com

Will Chandler

will.chandler@pillsburylaw.com

Ata A. Akiner

ata.aker@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

白井 勝己

katsumi.shirai@pillsburylaw.com

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

奈良 房永

fusae.nara@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.